

幼保連携型認定こども園等の認可について

1 概 要

次の2園について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び児童福祉法等に基づき、市長が認可を行うに当たって、当分科会の意見を伺うもの。

No.	項目	1	2
1	新施設名称	幼保連携型認定こども園 泉幼稚園	芽ぶきの原保育園
2	認可予定日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
3	施設類型	幼保連携型認定こども園	家庭的保育事業
4	認可・利用定員(1～3号) /現利用定員(人)	273/(新規)	5/(新規)
5	法人名	学校法人 星学園	櫛田 啓子(個人)
6	代表者(理事長)名	星 行雄	-
7	施設長(園長)名	村木 亨	同上
8	施設所在地	泉町4丁目5-3	小川町上小川後原84
9	現・施設類型	幼稚園(旧制度)	認可外保育施設
10	施設整備補助	有り(改築)	なし
11	整備竣工月	R1.11	-
12	認可基準(市条例等)	適:別紙参照	適:別紙参照
13	新類型認可定員/ 現行類型認可定員(人)	273(認可)/300(幼稚園)	5/-

① 幼保連携型認定こども園 泉幼稚園

● 主な基準と確認内容及び基準適合の適否

※ 認定こども園法、市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例陶に基づくもの

条 項	基準（条文抜粋（一部省略等あり））	確認内容	適 否										
法 第 1 2 条	（設置者） 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共 団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置 することができる。	・ 法人登記謄本により、学校法人格を確認。	適										
	（職員） 幼保連携型認定こども園には、園長及び保 育教諭を置かなければならない。												
法 第 1 4 条	（学級の編製の基準） 満3歳以上の園児については、教育課程に 基づく教育を行うため、学級を編制。	・ 職員名簿により確認。	適										
条 例 第 5 条	（園舎及び園庭） 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園 庭を備えなければならない。	<table><tr><th>年齢</th><th>学級数</th></tr><tr><td>3歳児</td><td>3</td></tr><tr><td>4歳児</td><td>3</td></tr><tr><td>5歳児</td><td>3</td></tr><tr><td>合計</td><td>9</td></tr></table>	年齢	学級数	3歳児	3	4歳児	3	5歳児	3	合計	9	適
年齢	学級数												
3歳児	3												
4歳児	3												
5歳児	3												
合計	9												
条 例 第 6 条	園舎は、2階建て以下を原則。特別の事情 があるときは、3階建て以上とすることがで きる。	・ 実地調査及び図面により確認	適										
	園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接す る位置に設けることを原則。	・ 実地調査及び図面により2階建の建築物 であることを確認	適										
	園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した 面積以上。 （1） 次の表の左欄に掲げる学級数の区 分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め る面積	・ 実地調査及び図面等により、同一敷地内 であることを確認	適										
	<table><tr><th>学級数</th><th>面積（㎡）</th></tr><tr><td>1学級</td><td>180</td></tr><tr><td>2学級以上</td><td>320+100×（学級数-2）</td></tr></table> （2） 満3歳未満の園児数に応じ、次の規 定により算定した面積	学級数	面積（㎡）	1学級	180	2学級以上	320+100×（学級数-2）	（1）の必要面積： 320+100×（9-2）=1,020㎡ （2）の必要面積：85.14㎡ 〔0・1歳児：3.3×15人=49.5㎡ 2歳児：1.98×18人=35.64㎡〕 ⇒・必要面積（（1）+（2））=1,105.14㎡ ・園舎面積=2,078.65㎡ ∴ 必要面積<園舎面積 ⇒○	適				
学級数	面積（㎡）												
1学級	180												
2学級以上	320+100×（学級数-2）												

条例第7条	(設備の基準) 園舎には、次に掲げる設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。 (1)職員室 (2)乳児室又はほふく室 (3)保育室 (4)遊戯室 (5)保健室 (6)調理室 (7)便所 (8)飲料水用設備 (9)手洗用設備及び足洗用設備	・ 図面及び実地調査により各設備を確認 ■職員室 ■乳児室又はほふく室 ■保育室 ■遊戯室 (専用) ■保健室 (職員室内) ■調理室 ■便所 ■飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備	適																								
	飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。	・ 実地調査により確認	適																								
	次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。 (1) 乳児室又はほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児数を乗じて得た面積 (2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積 第7条 6 次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。 (1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積 (2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積	<table><tr><th>区分</th><th>必要面積</th><th>実面積</th></tr><tr><td>乳児室又はほふく室</td><td>49.5㎡</td><td>73.89㎡</td></tr><tr><td>保育室又は遊戯室</td><td>510.84㎡</td><td>802.88㎡</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">参考 (実面積)</th></tr><tr><td>0歳児室</td><td>40.0㎡</td></tr><tr><td>1歳児室</td><td>63.89㎡</td></tr><tr><td>2歳児室</td><td>63.08㎡</td></tr><tr><td>3歳児室</td><td>179.36㎡</td></tr><tr><td>4歳児室</td><td>179.17㎡</td></tr><tr><td>5歳児室</td><td>179.73㎡</td></tr><tr><td>遊戯室</td><td>201.54㎡</td></tr></table>	区分	必要面積	実面積	乳児室又はほふく室	49.5㎡	73.89㎡	保育室又は遊戯室	510.84㎡	802.88㎡	参考 (実面積)		0歳児室	40.0㎡	1歳児室	63.89㎡	2歳児室	63.08㎡	3歳児室	179.36㎡	4歳児室	179.17㎡	5歳児室	179.73㎡	遊戯室	201.54㎡
区分	必要面積	実面積																									
乳児室又はほふく室	49.5㎡	73.89㎡																									
保育室又は遊戯室	510.84㎡	802.88㎡																									
参考 (実面積)																											
0歳児室	40.0㎡																										
1歳児室	63.89㎡																										
2歳児室	63.08㎡																										
3歳児室	179.36㎡																										
4歳児室	179.17㎡																										
5歳児室	179.73㎡																										
遊戯室	201.54㎡																										
	・ 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、規則で定める設備を備えるよう努めなければならない。 条例施行規則 第2条 (1)放送聴取設備 (2)映写設備 (3)水遊び場 (4)園児洗浄用設備 (5)図書室 (6)会議室	(努力義務) ■放送聴取設備 ■映写設備 ■水遊び場 ■園児洗浄用設備 ■図書室 (図書コーナー) ■会議室 (兼応接室)	適																								
条例第8条	(園具及び教具) 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。	・ 実地調査により確認・指示済 ■ピアノ等の楽器、その他教具 ■薬箱等の設置 ■その他 (A E D)	適																								
	(職員の配置の基準) 幼保連携型認定こども園には、学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭 (次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。	・ クラス編成表・職員名簿等により確認	適																								

	幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数、別表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数を合算した数以上の数とする。ただし、当該職員数は、常時2人を下回ってはならない。 <table><tr><th>園児</th><th>員数（人）</th></tr><tr><td>満1歳未満</td><td>3人につき1人</td></tr><tr><td>満1歳以上満3歳未満</td><td>6人につき1人</td></tr><tr><td>満3歳以上満4歳未満</td><td>20人につき1人</td></tr><tr><td>満4歳以上</td><td>30人につき1人</td></tr></table>	園児	員数（人）	満1歳未満	3人につき1人	満1歳以上満3歳未満	6人につき1人	満3歳以上満4歳未満	20人につき1人	満4歳以上	30人につき1人	・利用定員における必要職員数 <table><tr><th colspan="2">利用定員</th><th rowspan="2">必要職員数</th></tr><tr><th>年齢</th><th>人数</th></tr><tr><td>0歳</td><td>3</td><td>1.0</td></tr><tr><td>1・2歳</td><td>30</td><td>5.0</td></tr><tr><td>3歳</td><td>79</td><td>3.95</td></tr><tr><td>4・5歳</td><td>161</td><td>5.37</td></tr><tr><td>合計</td><td>273</td><td>15.32</td></tr></table> ・職員名簿等により、交代要員等も含め31人の職員（有資格者）の雇用を確認（時間毎の平日、土曜日のシフトもチェックし基準を満たすことを確認済み）	利用定員		必要職員数	年齢	人数	0歳	3	1.0	1・2歳	30	5.0	3歳	79	3.95	4・5歳	161	5.37	合計	273	15.32	適
園児	員数（人）																																
満1歳未満	3人につき1人																																
満1歳以上満3歳未満	6人につき1人																																
満3歳以上満4歳未満	20人につき1人																																
満4歳以上	30人につき1人																																
利用定員		必要職員数																															
年齢	人数																																
0歳	3	1.0																															
1・2歳	30	5.0																															
3歳	79	3.95																															
4・5歳	161	5.37																															
合計	273	15.32																															
	・幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。	・自園調理であり、8名の調理員の雇用を確認	適																														
	・幼保連携型認定こども園には、規則で定める職員を置くよう努めなければならない。 <table><tr><td>規則 第3条</td></tr><tr><td>(1) 副園長又は教頭</td></tr><tr><td>(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</td></tr><tr><td>(3) 事務職員</td></tr></table>	規則 第3条	(1) 副園長又は教頭	(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭	(3) 事務職員	（努力規定） ■副園長又は教頭 □主幹養護教諭・養護教諭・養護助教諭 ■事務職員	適																										
規則 第3条																																	
(1) 副園長又は教頭																																	
(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭																																	
(3) 事務職員																																	
条例第10条	（教育及び保育を行う期間及び時間） 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。 (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。 (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。	・運営規程、年間行事予定表などにより確認	適																														

条例第11条	(子育て支援事業の内容) ・ 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。	・ 左表の5つの取組のうち、①を実施する予定であることを確認 認定こども園法施行規則第2条各号に掲げる次の事業のうち、1つ以上を実施 ① 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ② 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 ③ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業 ④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業 ⑤ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業	適
条例第15条	(児童福祉施設基準の準用) ・ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下この条において「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。 ア 建築基準法第2条第9号の2に掲げる耐火建築物であること。 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。 常用： (1) 屋内階段 (2) 屋外階段 避難用： (1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 待避上有効なバルコニー (3) 建築基準法第2条第7号の2に掲げる準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (4) 屋外階段	・ 建築確認済証により、耐火建築物であることを確認。 ・ 常用としての屋内階段、避難用としてのすべり台及び屋外階段を図面、現地確認により確認。	適

② 家庭的保育事業 芽ぶきの原保育園

● 主な基準と確認内容及び基準適合の適否

※ 市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等に基づくもの

条 項 等	基準（条文抜粋（一部省略等あり））	確認内容	適 否						
第5条	（保育所等との連携） 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	次の法人と協定済み ・ 社会福祉法人 さくらんぼ会 好間保育園（好間町上好間字馬場前 19-3）	適						
		連携施設・・・地域型保育事業大半の類型に課される認可要件であり、次の条件3つの内容を満たした協定を、事業所と施設の間で協定を結ぶ必要がある。 ①集団保育の機会の提供や地域型保育事業者に対する相談・助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと ②代替保育（保育者の急病などの際に連携施設で子どもを預かる又は職員を派遣すること） ③卒園後の受け皿（地域型保育事業が0～2歳のみの保育事業であるため、3歳（満3歳となった年の年度末以降）の受け皿施設となること）							
第16条第1項	（食事） 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。	・ 施設内に調理設備を設け、調理員を確保し（家庭的保育補助者が兼務）、自園調理による給食の提供を行うことを確認。	適						
第18条第1項	（利用乳幼児及び職員の健康診断） 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない。	・ 連携施設（好間保育所）と合同で行うことを確認。	適						
第23条第1号	（設備の基準） 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること	・ 見取り図及び現地調査等により設置を確認	適						
同条第2号	前号の専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超えるときは、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。	<table><tr><th>人数</th><th>必要面積</th><th>実面積</th></tr><tr><td>5</td><td>16.5 m²</td><td>22.68 m²</td></tr></table>	人数	必要面積	実面積	5	16.5 m ²	22.68 m ²	適
人数	必要面積	実面積							
5	16.5 m ²	22.68 m ²							

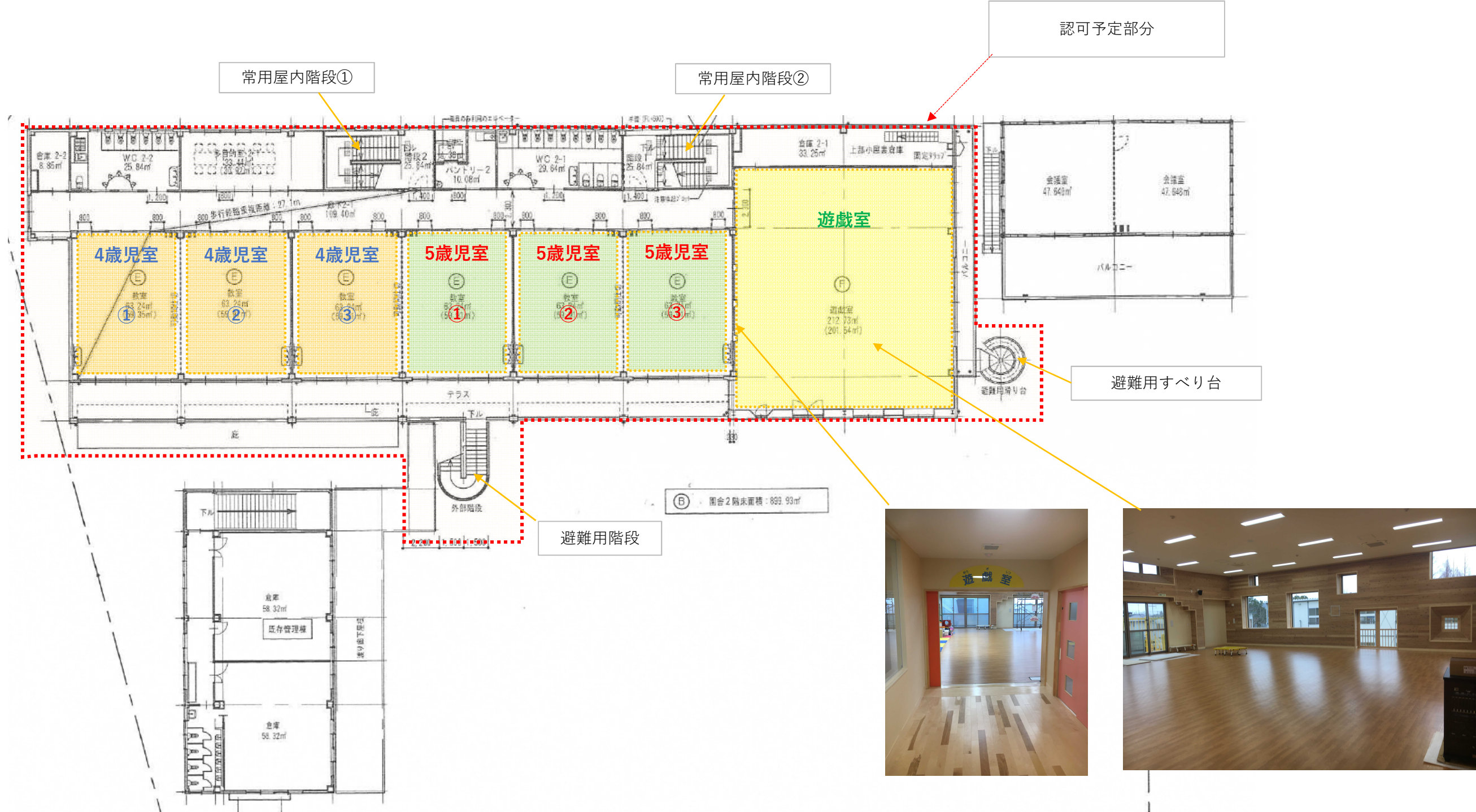
同条第4号	衛生的な調理設備及び便所を設けること。	・ 見取り図及び現地調査等により設置を確認	適
同条第5, 6号	・ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭があること。 ・ 庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。	・ 見取り図及び現地調査等により、各室等の設置を確認	適
同条第7号	・ 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。	・ 見取り図及び現地調査、年間行事予定等により確認	適
第24条第1, 3号	(職員の配置の基準) ・ 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない ・ 1人の家庭的保育者が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	・ 家庭的保育者1名、家庭的保育補助者1名、さらに支援者として保育士1名での保育を行うことを確認。 ・ 嘱託医及び調理員（家庭的保育補助者が兼務）を確認。 ※ 家庭的保育者：保育士資格+子育て支援員研修（地域保育コース）修了者 家庭的保育補助者：子育て支援員研修（地域保育コース）修了者	適

◇ 泉幼稚園（幼保連携型認定こども園）



1 階部分

◇ 泉幼稚園（幼保連携型認定こども園）



2 階部分

◇ 芽ぶきの原保育園（家庭的保育事業）



学校法人星学園 泉幼稚園（幼保連携型認定こども園）

-教育・保育の計画-

1. 教育・保育目標

元気に遊ぶ丈夫な子ども	（体育）	優しい心で仲良い子ども	（徳育）
知能を伸ばす賢い子ども	（知育）	何でも食べる健やかな子ども	（食育）
自分のことは自分でする子ども	（自立）		

2. 教育・保育方針

心身の健康

子ども達の睡眠・食事・遊びを望ましい生活リズムでつなぎ、基本的な生活習慣を身に付け、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養えるよう、子どもの育ちをしっかりと支える。

人とのかかわり

人生初めての集団生活でのいろいろな体験や様々な人とのかかわりを通して、人への信頼感、協調性、自立心を学び子ども達の生きる力を育む。

身近な環境とのかかわり

子ども達を取り巻く人・物・自然・地域などの身近な環境を整えながら、様々な環境に対する子ども達の好奇心、豊かな心情や思考力を育てる。

言葉の獲得

経験したことや感じたことを自分なりの言葉で表現する力や、相手の話を聞き、心を通わせる力を身に付けられるよう、子ども達の豊かな言葉の獲得を支援する。

感性と表現

夢中になって遊び込む中で、感じたことや考えたことを自分らしく表現することを通して、豊かな感性や表現力を引き出せるよう、一人ひとりが輝きの芽を出し伸ばす過程を大切にする。

≪ 0～2 歳児（乳児部）の日課と担当制 ≫

流れる日課

子どもたちの日課を一斉に行うのではなく、遊んでいる子、食事をしている子、寝ている子というように、一人ひとりの子どもの生活全体がスムーズに流れるような日課を取り入れる。

担当制

子ども一人ひとりの個性や生活リズムに合わせた丁寧な保育を行っていくうえで、子どもの担当保育教諭を決め（0歳児は1～3人に、1・2歳児は2～6人に1人）、一人ひとりの気持ちを受け止め、寄り添って保育を進める。

≪ 3～5 歳児（幼児部）の3つの保育 ≫

自由保育

自分の好きな遊びをとことん遊びこめる保育である。水、砂、虫、花・・・自然での遊びに没頭する子。ままごとでお母さんになりきったり、曲に合わせて踊ったり、庭でお絵かきをしたり・・・自分なり

の表現を楽しむ子。リレーや縄跳び、鬼ごっこなどで、からだをたくさん動かす子。幼稚園という環境の中で、一人ひとりが没頭して遊んでいく。

設定保育

歌・合奏・制作・絵画・運動・各種行事など、先生やお友だちと一緒に遊ぶ楽しさを味わう。遊びの時間や場所を決めて活動するので、一人ではできないダイナミックな活動ができたり、集団で行動するきまりを学んだりすることができる。

選択保育

自分の好きな遊びとその遊びを担当する先生を、自分で選んで遊ぶ時間である。好きな遊びを選んだ子ども達が、同じ様な思いを持って集まってくるので、遊びがより深まる。3～5歳児と一緒に遊ぶため、思いやる心や助け合って遊ぶ仲間意識も強くなる。

3. 泉幼稚園の特色

0歳から6歳までのつながり

登降園時や幼稚園生活の中で、年齢の異なる子ども達が関わり、小さい子への思いやりを深めたり、大きい子への憧れが生まれたりする。0歳から6歳までの子ども達が集う園ならではの、子ども達同士の繋がりと育ち合いが育まれる。

小学校との連携・交流

5歳児の小学校入学前の不安解消と入学への期待感を高めるとともに、小学校側の幼児教育への理解を深めてもらうために、年間を通して小学校との連携・交流を行っている。また、卒園を控えた2月には、5歳児が就学する予定の各小学校へ見学を行う。

異年齢の交流保育

選択保育はもちろん、登降園時や園生活の中で、年齢が異なる子ども達が交流する活動がたくさんある。小さい子への思いやりや大きい子への憧れが生まれ、兄弟姉妹のような温かい関わりが深まる。

英語・歌・体操（3・4・5歳児）・習字教室（5歳児）

ネイティブの先生による英語教室をはじめ、各分野の専門の先生による保育時間中の学びである。それぞれプロフェッショナルな指導で、たくさんの本物を体験する。子ども達の興味が、いろいろな領域で育まれる。

毎月の園外保育（2歳児～）

バスで出かけて地域の自然・人・施設にかかわる園外保育は、本物との出会いである。四季の移り変わりや働く人達の様子などを、自分の五感（視覚・聴覚・臭覚・味覚・触覚）で感じ、新たな発見に心躍らせながら、子どもたちは夢を大きく膨らませる。

お年寄りとのかわり

自分達の祖父母と幼稚園で遊ぶ保育参観や老人介護施設を訪問して老人と触れ合う機会を設け、老人とのかわりを大切にしている。老人の優しさに触れることで、子ども達のいたわりの心が育まれる。

感染症予防

感染症の集団感染を防ぐために、手洗い、うがいを徹底する。食事の前は、手洗いをした後、せいけつくん（ホタテ貝殻セラミックス水溶液）をスプレーして除菌している。また、加湿空気清浄機を完備し、感染防止に努めている。

自園給食

月～土曜日までの完全給食で、月1回程度の弁当の日を設ける。自園の給食センター（敷地内に併設）で、子ども達の発育に必要なカロリーと栄養に配慮し、安心・安全な給食を作っている。彩りよく温かくおいしい給食は、しっかり噛む力（咀嚼）を育てたり、食材の種類、季節による変化や色・形・味・硬さの違いを感じとったりして、偏食の改善指導にも役立てる。

統合保育

言葉の遅れ、発達遅滞や、乳幼児健診で発達の遅れ等の指摘を受けた子については、安心して園生活を送れるように、専門機関との連携を図って、しっかりと支援していく。子ども達の心と心の交流が、思いやる心を大きく育てるとともに、お互いに力を合わせて生きる力と優しい心が育つ。

徹底した不審者対策

正門は、電磁錠で常に施錠している。カメラ付きインターフォンを設置し、訪問者の顔と用件を確認したうえで、許可できる者にのみ開錠する。また、警備会社等の協力を得て、不審者侵入を想定した避難訓練・防犯教室を行う。

園生活の情報提供

子育ての励みになるのは、子ども達の成長である。日々の園生活の様子を「幼稚園生活の情報」としてブログで、保護者に届けている。

緊急な連絡は、園専用の「かんたんメール」で保護者に随時伝える。

子育て支援・未就園児等のサポート

親子でなかよしクラブ（0～3歳）

未就園の子どもを対象にした「親子でなかよしクラブ」を開設している。いろいろなあそびを通して親子で思うぞんぶん触れ合ったり、同じ年頃の子をもつ保護者同士が友だちになったりして、子育ての楽しさを味わえる場と機会になるようサポートしている。

芽ぶきの原保育園 教育及び保育の計画

1.基本的な考え方

- 父母と職員が力を合わせ`手塩にかけて子どもを育てる、ことを大事にします。それは、子どもが育つことに欠かせない昔から大切にされてきたことです。
- 「食べる事・寝る事・遊ぶ事」を子どもが健康に育つ上で最も大切な事と捉えます。
- 子ども一人一人が主人公になり、十分に身体を動かして活動できるよう、砂と水と太陽を大切に教材とし豊かな保育環境、人間形成の土台となる（根っこを育てる）乳幼児期に感覚機能と運動機能の発達を保障したいと考えています。
- 本来「当たり前の子育て」がしにくい時代背景にありますが、子どもたちに豊かな子ども時代を過ごすために努力して参りたいと思います。

2.主な取り組み

- 少人数制の保育ですが十分な職員を確保し、乳児との1対1のかかわりを大切にし、ゆったりとコミュニケーションをとります。
- 個々の子どもの生育歴を把握し、その子に合わせた睡眠、食事を提供します。
- リズムや保育士が身体を使ったふれあい遊びで楽しませ、情緒の発達を促しながら日々の生活を送ります。
- 地域の方と共に避難訓練を行うなど、防災力の強化に努めます。
- 地域の方や他の乳幼児も参加可能な「公開あかちゃんサークル」も月に2回程開催し、様々な方とのかかわりあいの機会を提供します。

新制度幼稚園への移行について

1 概 要

子ども・子育て支援法等に基づき、次の新制度未移行幼稚園4園が施設型給付を受ける幼稚園（新制度幼稚園）へ移行する旨の申請があったため、報告するもの。

No.	項目	1	2	3	4
1	施設名称	あかい幼稚園	小川幼稚園	小名浜白百合幼稚園	勿来カトリック幼稚園
2	移行予定日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
4	利用定員（1号） /現認可定員（人）	135/150	80/80	180/180	75/90
5	設置法人名	学校法人 あかい幼稚園		学校法人 福島聖心学園	
6	代表者（理事長）名	船生 長久		金子 力	
7	施設長（園長）名	船生 志保	渡辺 千江子	今野 トミ	馬目 レイ子
8	施設所在地	平赤井字田中 5	小川町西小川字滝ノ作 5	小名浜花畑町 13-1	錦町竹ノ花 76-1

⑤ 芽ぶきの原保育園



⑥ 小川幼稚園



① あかい幼稚園



④ 勿来カトリック幼稚園



② 泉幼稚園



③ 小名浜白百合幼稚園



令和2年4月
認可・確認対象施設位置図

第二次いわき市子ども・子育て支援事業計画に係る需給計画について

1 教育・保育施設等の「量の見込み」及び「確保方策」について

- 地区別の量の見込みは、現在の教育・保育の利用状況を勘案して設定します。
- また、確保方策は、教育・保育施設、新制度に移行していない幼稚園、地域型保育事業及び企業主導型保育事業等の事業者の意向等を踏まえて供給量を見込んでいます。

	地区	区分／施設・事業	1号	2号			3号		合計
				計	教育希望	保育	1・2歳	0歳	
令和2年度	市全体	①量の見込み	4,111	3,675	612	3,063	2,244	440	10,470
		②確保方策	4,296	3,801	756	3,045	2,219	575	10,891
		認定こども園	1,271	821	756	65	492	97	2,681
		幼稚園	1,580	0	0	0	0	0	1,580
		移行しない幼稚園	1,445	0	0	0	0	0	1,445
		保育所	0	2,980	0	2,980	1,567	410	4,957
		地域型保育事業	0	0	0	0	138	60	198
		企業主導型保育（地域枠）	0	0	0	0	22	8	30
		②-①	185	126	144	▲ 18	▲ 25	135	421
	平	①量の見込み	1,118	1,186	228	958	755	166	3,225
		②確保方策	1,252	1,136	225	911	724	213	3,325
		認定こども園	247	290	225	65	196	51	784
		幼稚園	265	0	0	0	0	0	265
		移行しない幼稚園	740	0	0	0	0	0	740
		保育所	0	846	0	846	487	141	1,474
		地域型保育事業	0	0	0	0	37	19	56
		企業主導型保育（地域枠）	0	0	0	0	4	2	6
		②-①	134	▲ 50	▲ 3	▲ 47	▲ 31	47	100
	小名浜	①量の見込み	999	875	142	733	503	96	2,473
		②確保方策	900	966	255	711	534	117	2,517
		認定こども園	455	255	255	0	126	17	853
		幼稚園	445	0	0	0	0	0	445
		移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	711	0	711	338	75	1,124
		地域型保育事業	0	0	0	0	58	22	80
		企業主導型保育（地域枠）	0	0	0	0	12	3	15
		②-①	▲ 99	91	113	▲ 22	31	21	44
	勿来・田人	①量の見込み	687	588	142	446	341	68	1,684
		②確保方策	764	611	156	455	342	96	1,813
		認定こども園	344	156	156	0	96	15	611
		幼稚園	265	0	0	0	0	0	265
		移行しない幼稚園	155	0	0	0	0	0	155
		保育所	0	455	0	455	227	72	754
		地域型保育事業	0	0	0	0	13	6	19
		企業主導型保育（地域枠）	0	0	0	0	6	3	9
		②-①	77	23	14	9	1	28	129
	小川・川前	①量の見込み	74	44	0	44	22	0	140
		②確保方策	80	45	0	45	26	2	153
		認定こども園	0	0	0	0	0	0	0
		幼稚園	80	0	0	0	0	0	80
		移行しない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
		保育所	0	45	0	45	23	0	68
		地域型保育事業	0	0	0	0	3	2	5
		企業主導型保育（地域枠）	0	0	0	0	0	0	0
		②-①	6	1	0	1	4	2	13